



IMADR 要約レポート

国連人権理事会 49 会期（2022 年 2 月 28 日 - 4 月 1 日）

* COVID-19 感染拡大防止のためハイブリッド形式で開催。

1. 口頭声明

- **スリランカの人権状況-国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の年次報告書および高等弁務官事務所と事務総長の報告書**（アイテム 2: スリランカに関する OHCHR 報告書に関する対話、3 月 7 日）。
要約：IMADR は司法の独立の侵食を含む、スリランカの人権状況の後退に関する懸念を表明した。スリランカ人権委員会は、独立性、実効性、多様性が欠如しており、テロ防止法の改正案は、恣意的な拘束、拷問、その他の人権侵害に対する保障措置を欠いているため、そのまま施行することはできない。Ambika Satkunanatha、Shehan Malaka Gamage、Ranjan Ramanayake 元議員など、政府は、真実、正義、説明責任、和解、人権のために活動する人々に対する中傷キャンペーンを展開し、逮捕などの措置をとっている。政府はますます軍事化し、選挙目当ての極端な仏教イデオロギーに依存している。イスラム教徒の結婚・離婚法やその他の個人法は、影響を受ける女性たちと協議の上、改革されなければならない。また、政府は、国民が直面する膨大な経済的困難に対する持続可能な解決策を提案できていない。民主主義と法の支配を損なう行政権力の説明責任と乱用に対処するために国際社会が行動をとるべきである。

- **アイルランドの UPR 成果文書**（アイテム 6：普遍的定期的レビュー、3 月 23 日）

要約：IMADR は IMADR 会員の Pavee Point Traveller and Roma Centre 等と共同で、アイルランドの UPR 成果文書に関して、アイルランドが人種差別と差別への取り組みやトラベラーとロマの権利を進展させるための勧告をうけいれたことを歓迎する。近々発表される人種差別に対する国家行動計画、ヘイトスピーチや犯罪と戦うための法律が完全に実施されれば、これらの撤廃に重要な役割を果たす。トラベラーやロマの宿泊施設や住宅、教育、雇用、健康、そしてトラベラーやロマの女性の権利などとの実現に向けてアイルランドが早急に実質的な行動を起こす必要がある。警察による人種的プロファイリングを禁止する法律制定が求められているにもかかわらず、アイルランドがこれを行うことを約束していないことを遺憾に思う。トラベラーやロマ、その他のグループが警察による人種的プロファイリングを受けたと報告していることから、現行のメカニズムがこうした事態の解決策になっていないことは明らかである。私たちはアイルランドに対し、この問題に対処するための行動を起こすことを求める。

2. 賛同した口頭声明

- SGI「行動への呼びかけ：人権教育のための世界プログラム第 4 期中間報告書の提出」（アイテム 3：一般討論会、3 月 16 日）

3. IMADR の活動に関連した人権理事会 48 会期の結果 *()内は決議番号

- 「紛争予防と少数者の人権保護」をテーマとした第 14 会期マイノリティ・フォーラムの勧告- 少数

者問題特別報告者の報告 ([A/HRC/49/81](#)) : マイノリティ問題特別報告者フェルナン・ドウ・ヴァレンヌは報告書を提出し、双方向対話(アイテム3:3月22日)を実施した。報告書の提言は、2021年12月2日・3日に開催されたマイノリティ問題に関するフォーラムでの参加者の議論および(a)マイノリティが関わる現代紛争の根本原因、(b)法的・制度的枠組み:マイノリティの人権と紛争予防、(c)少数民族の権利の重視と紛争の効果的な早期予防、(d) 永続する平和に向けて:紛争予防のために少数民族の権利をより良く保護するための積極的な取り組み、の4つのテーマ別パネルディスカッションの下で行われた地域フォーラムでの議論に基づいている。勧告は国際法および国際基準に基づき、「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言(マイノリティ権利宣言)」をさらに実施するための指針を提供することを目的としている。

- **民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に関する報告書 – OHCHR 報告書**([A/HRC/49/36](#)) : 同報告書には、国連の人権機関・機構の最近の動向およびOHCHRが実施した民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言および関連国際人権条約の規定の促進と尊重に貢献する活動に関する情報が含まれている。同報告書は、コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックが、マイノリティに対して広範で不釣り合いな悪影響を与え続けていると結論づけている。世界がパンデミックに直面する中、各国の対応は人権を中心とし、国籍、民族、宗教、言語、その他関連する地位にかかわらず、包括的、公平かつ普遍的な持続可能な開発を促進する必要があるとしている。
- ウクライナ、日本、ラトビア、リトアニア、ポーランド、英国、米国が提出した「**人権の享有と実現にかかると偽情報の悪影響への対抗における国家の役割**」に関する決議案([A/HRC/49/L.31/Rev.1](#))は、[コンセンサスで採択された](#) (2022年4月1日第56回会議アイテム3)。本決議は、偽情報の拡散に対する各国の対応が国際人権法を遵守し、また偽情報に対抗する各国の努力が、個人の表現の自由、そして情報を求め、受け取り、伝える自由およびその他の人権を促進し、保護し、尊重することを確保するよう各国に求め、また国際機関、市民社会、メディア、民間部門およびその他の利害関係者との協力強化などを含む、国際人権法を遵守した多面的かつ多くのステークホルダーを巻き込む対応を通じて、偽情報への対抗を支える環境を促進するよう、各国に要請する。また、ビジネスモデル、特に偽情報の拡散におけるアルゴリズムやランキングシステムの役割のレビュー、透明性の向上、利用者に適用されるすべての法的保護の実施、「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿ったデューデリジェンスの奨励などを通じて、ソーシャルメディア企業を含む事業者が人権を尊重しつつ偽情報に対処することを奨励するよう各国に要請する。また、全ての国家に対し、政治的あるいはその他の目的のために、国内あるいは国境を越えた偽情報キャンペーンを実施あるいは後援することを控えるよう求め、そのような行為を非難するよう奨励する。また、人権理事会50会期において、人権の享有と実現にかかると偽情報の悪影響への対抗および人権に基づく対応の確保についてのハイレベルパネルディスカッションを開催することを決定する。OHCHRに対し、上記のパネルディスカッションに関する要約報告書を作成し、人権理事会52会期に提出するよう要請する。
- オーストリア、メキシコおよびスロベニアが提出した「**民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利**」に関する決議 ([A/HRC/49/L.23/Rev.1](#)) は[コンセンサスで採択された](#) (2022年3月31日第55回会議アイテム3)。本決議は、少数者問題に関する特別報告者の活動、

民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に対する認知度およびビジビリティの向上を行う上で同報告者が果たした重要な役割、ならびに、少数者問題に関するフォーラムの準備および実施における同報告者の指導的役割に対して称賛を贈るものである。また、民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々が、「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利」およびその他の国際人権コミットメントに規定された自らの権利を認識し行使することができるようにするためのイニシアティブを取るよう各国に要請している。OHCHR に対し、国連人権機関およびメカニズムの関連した動向、ならびに OHCHR が本部および現地で実施する「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言」の規定の促進と尊重に寄与する活動に関する情報を含む年次報告書を引き続き人権理事会に提出するよう要請する。さらに、作業計画に従ってこの問題の検討を継続することを決定する。

- **国際人種差別撤廃デー記念討論** (総会決議 76/226)(3月28日): 人権理事会は、国際人種差別撤廃デーを記念して「人種主義に反対する行動のための声」をテーマに人種主義に関するパネルディスカッションを開催した。国連人権高等弁務官ミシェル・バチエレは、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う声を称えた。同氏は、アフリカ系、アジア系、少数民族、先住民族などが直面している人種主義、ヘイトスピーチ、外国人排斥の文化が未だに広く広がっていることに懸念を表明した。フィンランド、キューバ、パキスタン、ブラジルなどの国は、全ての人に人権が保障され誰も取り残されない人種差別のない世界に到達するために、政策、文化、個人のレベルにおいて共同で確固たる取り組みを行うよう全ての国に促した。ハイチは、アフリカ・カリブ海地域の連合体であるカリコムが、ダーバン宣言とその行動プログラムを遵守し、あらゆる形態の差別との闘いにおける連帯を再確認することを表明した。

4. その他の人権理事会 49 会期決議

- 「ロシアの侵略に起因するウクライナの人権状況」についての決議 ([A/HRC/49/L.1](#)) は口頭での修正後記録投票により採択された(賛成 32、反対 2、棄権 13)(2022年3月4日第10回会議アイテム 1)。ウクライナの人権監視団の活動を補完し、またそれに基づくものとして、人権理事会議長が当初1年間の任期で任命する3名の人権専門家で構成される独立国際調査団を緊急に設立することを決定する。
- ノルウェーが提出した「紛争及び紛争後の状況における、女性人権擁護者を含む人権擁護者の、人権の享受と実現への貢献の認識」についての決議 ([A/HRC/49/L.9](#)) は記録投票で採択された(賛成 39、反対 0、棄権 8)(2022年4月1日第56回会議アイテム 3)。